

議員提出議案第1号

鳥取県議会の綱紀肅正に関する決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

鳥取県議会の綱紀粛正に関する決議

本県議会においては、「鳥取県議会基本条例」及び「鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例」の下、議会が果たす役割と権限の大きさを認識し、法令を遵守することはもとより、公正な職務と高い倫理的義務が課されていることを自覚して自らの行動を厳しく律するとともに、公平かつ公正で透明性が高く県民に信頼される議会を目指すこととしている。

そのような中で、県政史上初めて現職議員が公金の詐取により逮捕・起訴され辞職したほか、複数の議員において政治倫理に悖る不祥事が相次いでいるところである。

県民から負託を受けた県議会議員として、こうした事態を重く捉え、改めて議員一人一人が綱紀粛正を徹底し、真摯に議員活動に勤しむことで、県民の信頼回復に向けて尽力するよう決意を示すものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

議員提出議案第2号

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた
気運醸成に係る決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた気運醸成に係る決議

令和15（2033）年に本県で開催されることが事実上決定している国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会は、県民誰もがスポーツを通じて健康で心豊かな生活を享受できる鳥取県らしい共生社会づくりを推進するものであり、地方創生の起爆剤として鳥取県の元気づくりに繋がる絶好の機会として期待されるものである。

開催までちょうど10年前となった今、両大会の開催に向けた準備を進める上で、会場地において整備される施設設備や、競技団体等を含めた指導者養成・選手強化の連携体制など、様々な副次効果を有機的に機能させながら、今後10年をかけて万全な準備が図られなければならない。

併せて、両大会の開催によって、将来にわたって、スポーツを通じて県民に元気と希望をもたらし、スポーツに親しむことで自らを律し、鍛え、磨き、他者を尊重し高め合い、讃え合う精神性や文化が県民に深く根付き、レガシーとして継承されることを願い、県民一丸となって開催準備に取り組むよう気運醸成を図る決意を示すものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

議員提出議案第3号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林面積は国土の約7割を占め、地球温暖化の抑止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

今般、気候変動に伴う豪雨・豪雪等、自然災害が激甚化・頻発化しているほか、人口減少が急速に進み林業の現場においても担い手確保が困難となる中、森林が有する多面的機能が十全に果たされるべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

一方、現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への経営管理に係る意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明森林や境界未確定森林の存在などから、想定以上のコストがかかっているといった課題がある。また、下流域の人口集積地を含め、県民を水害や土砂災害から守るためには、森林が貯水・土壌保全機能を発揮できるよう、山間部における適切な森林管理が必要である。

こうした森林管理を取り巻く様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保などのさらなる推進を図るためにも、県土の約74%もの森林面積を有する本県においては、森林整備に係る財政需要を満たす十分な財源の確保が不可欠であり、現行の森林環境譲与税における譲与基準を見直すことについて強く要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣様
財務大臣
農林水産大臣

議員提出議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

地方財政の充実・強化を求める意見書

昨今、地方自治体には、急激な少子・高齢化に伴う地域社会の維持・存続のほか、医療・介護など社会保障制度の整備、少子化対策や子育て施策、コロナ禍や物価高騰を乗り越える地域経済の再興はもとより、デジタル化、脱炭素化、更には気候変動に伴って頻発化・激甚化する自然災害対策など、極めて多岐にわたる行政需要への対応が求められている。

政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとされているが、地方財政において増大する行政需要に十分対応し得る財源が確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、人口減少時代における行政需要などを適切に把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、次の事項を強く要望する。

- 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増嵩する地方自治体の財政需要を的確に把握するとともに、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 少子化対策や子育て施策のほか、今後一層求められる孤独・孤立対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、多様化する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の財源拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率引上げなどにより、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、消費税など偏在性がより小さい税目を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、より抜本的な改革を行うこと。
- 4 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として2023年度も確保されたところだが、持続可能な地域社会の維持・発展と地方創生

の取組の更なる推進のため、引き続き同規模の財源を措置するとともに、より恒久的な財源とするよう検討すること。

5 会計年度任用職員制度の運用については、2024年度から支給が可能となる勤勉手当を含め、適正な制度運用に必要な人件費等の財政需要について、引き続き十分な財政措置を講じること。

6 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。

7 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
農 林 水 産 大 臣 様
国 土 交 通 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
（ 少 子 化 対 策 ）
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣
（ 男 女 共 同 参 画 ）

議員提出議案第5号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の
評価等を求める意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の 評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力など身体への強い衝撃等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が全国各地から国へ上げられる中、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者の存在が見過ごされている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも起こる事が報告された。頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、現状の診療上の評価に、X線透視下で治療を行うことが要件として含まれておらず、診療報酬の面から、安全性の高い治療が敬遠されかねない状況にある。

このような状況を踏まえ、国及び政府においては、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、症例の約10%は起立性頭痛を伴わないとする研究報告があることを踏まえ、算定要件の注釈に「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」との文言を付記するとともに、起立性頭痛を伴わない場合も診療報酬算定の要件として認めること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視により漏出部位を確認しながら安全に治療を行うことを可能とするよう、診療上の評価を改定

すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣 様

議員提出議案第6号

私学助成の充実強化等に関する意見書

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

福祉生活病院常任委員会

委員長 西村 弥子

私学助成の充実強化等に関する意見書

本県の私立中学高等学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

現在、我が国の少子高齢化は急速に進行しており、社会経済に与える人口減少の影響が深刻さを増す中で、日本社会は様々な課題解決に迫られている。こうした厳しい状況にあって、我が国は今後も世界の中で後れを取ることなく、国力を維持し発展していくためには、将来を担う子どもたちの育成が何よりも重要である。「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても「未来への投資」として「人への投資」を促進する政策が最優先され、質の高い公教育の再生に向けて、教育の質の向上に総合的に取り組むと明記されている。

私立中学高等学校が、学校運営の効率化を図りながら、教員の過重勤務などの負担を軽減するとともに指導力や資質の向上に努めるほか、現下の経済情勢を踏まえた諸物価の高騰に対応するなど、直面する様々な課題を解決し、子どもたちのICT教育環境や学校施設の耐震化、空調・換気設備等の整備と省エネ・脱炭素化対策等の取組を進めていくためには、国による支援の充実が不可欠である。

また、国による私立高等学校生徒への就学支援では、年収590万円を境に支援金額に大きな格差が生じていることから、本県においては独自で上乘せ補助を行っており、私立中学校の生徒に対しても、県独自で私立高等学校への支援制度の基準に合わせた支援を行っているところであるが、教育を受ける権利の保障等の観点から、本来は国の責任において制度の拡充強化が図られるべきである。

このように公教育の一翼を担う私立中学高等学校が、国の進める教育改革に的確に対応し、特色ある質の高い教育を提供できるよう、財政基盤の安定に向けた国による全面的な財政支援が求められる。

よって、国においては、私立中学高等学校教育の重要性を認識し、教育基本法第8条の「私立学校教育の振興」を名実ともに確立するため、私学助成に係る国庫補助制度を堅持するとともに、私立中学校生徒への就学支援金制度の創設など、より一層の充実を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
文 部 科 学 大 臣
様

議員提出議案第7号

藤縄喜和議員に対する辞職勧告決議

この議案を別紙のとおり提出する。

令和5年10月13日

広 谷 直 樹
尾 崎 薫
中 島 規 夫
斉 木 正 一
内 田 博 長
銀 杏 泰 利

興 治 英 夫
伊 藤 保
島 谷 龍 司
福 田 俊 史
浜 田 一 哉

藤縄喜和議員に対する辞職勧告決議

我々鳥取県議会議員は、県民の厳粛な負託を受け、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位及び品格と識見を養うよう努め、県政の発展と県民福祉の向上のため、その職責を全うしなければならない。議員一人一人が一層高い倫理観をもって行動し、政治倫理の確立を通して県民に信頼される議会を目指すため、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例を制定して今年で10年を迎えたところである。

しかしながら、本年6月、藤縄喜和議員が、鳥取市選挙区内の有権者に中元や歳暮を贈ったとして、公職選挙法違反の罪で略式命令を受けるという事態が発生した。司法機関の判断は今後なされるものであるが、その事実は、テレビや新聞等で報道され、県民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられており、県議会の信頼を損なうところとなったことは誠に遺憾である。

本件については、県民の模範として法令、条例を遵守し、高い倫理観や見識を求められる県議会議員の職にありながら、非常に軽率で規範意識の欠如した行為により、県議会に対する信頼を著しく失墜させたと言わざるを得ず、鳥取県議会議員の政治倫理に関する条例に基づき設置された鳥取県議会政治倫理審査会における審査の結果、議員辞職の勧告を行うことが相当であると結論づけられたところであり、鳥取県議会議員としての政治的、道義的責任は免れない。

よって、本県議会として、藤縄喜和議員に対し、事態の重大さを真摯に受け止め、直ちに議員を辞職されることを勧告する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

鳥 取 県 議 会